

2023年度 強化指定選手選考基準について

(2023年3月27日)

指定	種別	選考条件
強化指定選手	パラリンピック実施種目	(1) 選手登録を完了している者。※2023年4月については登録猶予期間として選手登録が未完了でも構わない。
		(2) Virtusライセンスを取得しており、ライセンスが「active」の者。
		(3) 当連盟の定める強化指定記録のパラリンピック実施種目(トランジション記録含)で、各強化指定ランク(S,A,B,C)に相当する記録を指定大会にて突破している者。なお、記録突破時にはJIDAF登録が完了しており、Virtusライセンスが「active」かつIPCライセンスが「活動中」であることとする。ただし、新規Virtus及びIPC登録完了選手に限り、2022年4月1日からの記録をさかのぼって強化指定申請することができる。
		(4) 強化指定選手指定期間は2023年4月1日～2024年3月31日までとする。
		(5) 強化指定記録の突破期間は2022年4月1日から2024年3月31日までとする。 指定大会：WPA公認の国内大会。WPA公認の国際大会。北海道・東北パラ陸上競技選手権大会、愛知パラ陸上競技フェスティバル、中国・四国パラ陸上競技大会、関東パラ陸上競技記録会。JAAF公認大会((公財)日本陸上競技連盟HP・大会情報・地域別情報にリストされ、競技会コードがあるもの)。
		(6) 連盟コーチの指導・采配に従える者。他害行為等、他人に迷惑をかけない者。当連盟の強化合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。倫理規定ならびに行動規範を遵守できる者。
		(7) 上記の条件をクリアし、「強化指定選手申請書」を提出した者。
	Virtus実施種目	パラリンピック実施種目強化指定選手の選考条件(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)を適応する。 (1) 当連盟の定める強化指定記録のVirtus実施種目の記録で各クラス(知的障がい者はII-1、ダウン症アスリートはII-2)の記録を突破している者。なお、Virtusライセンスが「active」であることとする。ただし、新規Virtus登録完了選手に限り、2022年4月1日からの記録をさかのぼって強化指定申請することができる。 ※Virtusライセンス取得には数ヶ月を要する場合がある。国際大会派遣を希望する選手はその旨、理解しておくこと。

2023年度育成指定選手選考基準について

指定	種別	選考条件	
育成	パラリンピック実施種目	(1) 選手登録を完了している者。※2023年4月については登録猶予期間として選手登録が未完了でも構わない。	
		(2) Virtusライセンスを取得しており、ライセンスが「active」の者及び速やかにライセンス取得の意思のある者。 国際パラリンピック委員会(以下IPC)登録者及び速やかに登録の意思のある者。	
		(3) 当連盟主催もしくは国内で開催された以下の大会において、別表の育成指定記録のパラリンピック実施種目(トランジション記録含)で、各育成指定ランク(育成U20、育成U16)を突破している者。	
		(4) 強化指定記録の突破期間は2022年4月1日から2024年3月31日までとする。 指定大会：WPA公認の国内大会。WPA公認の国際大会。北海道・東北パラ陸上競技選手権大会、愛知パラ陸上競技フェスティバル、中国・四国パラ陸上競技大会、関東パラ陸上競技記録会。JAAF公認大会((公財)日本陸上競技連盟HP・大会情報・地域別情報にリストされ、競技会コードがあるもの)・全国障害者スポーツ大会	
		(5) 育成U20の対象となる年齢は2024年3月31日時点で20歳以下の者。	
		(6) 育成U16の対象となる年齢は2024年3月31日時点で16歳以下の者。	
		(7) 育成指定選手期間は2023年4月1日～2024年3月31日までとする。	
		(8) 当連盟コーチの指導・采配に従える者、および他害行為など他人に迷惑をかけない者。当連盟の育成合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。倫理規定ならびに行動規範を遵守できる者。	
		(9) 上記の条件をクリアし、「育成指定選手申請書」を提出した者。	
		育成U20・U16育成指定選手選考基準の選考条件(1)、(2)、(7)、(8)を適応する。	
	育成リレー	(1) 対象となる年齢は2024年3月31日時点で20歳以下の者。 ※20歳の時点で育成指定選手(育成リレー)になっている者は連盟の審査により22歳までを限度に延長できる	
		(2) 別表の育成指定記録のパラリンピック実施種目(育成リレー100m)の記録を突破している者。ただし、選手が4人以上揃わなかった場合はこの限りではない。 ※当連盟の推薦があれば記録未達でも対象とする。	
		(3) 強化指定記録の突破期間は2022年1月1日から2022年12月31日までとする。 指定大会：WPA公認の国内大会。WPA公認の国際大会。北海道・東北パラ陸上競技選手権大会、愛知パラ陸上競技フェスティバル、中国・四国パラ陸上競技大会、関東パラ陸上競技記録会。JAAF公認大会((公財)日本陸上競技連盟HP・大会情報・地域別情報にリストされ、競技会コードがあるもの)・全国障害者スポーツ大会	
		(4) 当連盟コーチの指導・采配に従える者、および他害行為など他人に迷惑をかけない者。当連盟の育成合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。倫理規定ならびに行動規範を遵守できる者。	
		(5) 上記の条件をクリアし、別紙の育成指定選手(育成リレー)運用方針を理解し、「育成指定選手(育成リレー)申請書」を提出した者。	
		(6) 指定対象人数は原則6人までとする。申請書を出した選手の中から記録上位6人を指定対象とする。	
		(7) ID選手権には4×100mR及び400mもしくは200mに必ずエントリーすること	
		Virtus実施種目	育成U20・U16育成指定選手選考基準の選考条件(1)、(2)、(4)、(7)、(8)、(9)を適応する。 (1) 当連盟の定める育成指定記録のVirtus実施種目の記録でU22の記録を突破している者。 (2) U22の対象となる年齢は2024年3月31日時点で22歳以下の者。

【解説】

●語句説明

JIDAF：日本知的障がい者陸上競技連盟 Virtus：国際知的障害者スポーツ連盟(2019年にINASから名称を変更) IPC：国際パラリンピック委員会 JPC：日本パラリンピック委員会

WPA：World Para Athleticsの略 世界パラ陸上競技連盟

Virtusライセンス取得：知能検査等、所定の書類を作成(英文)し、Virtus事務局から承認を得られた後に、ナンバーが選手個人へ付与される。

Virtusライセンス「active」：年間登録料を支払い、当年の活動ライセンスが活きている状態を指す。

IPCライセンス「活動中」：年間登録料を支払い、当年の活動ライセンスが活きている状態を指す。IPCライセンスはVirtusライセンス取得後かつ「active」時のみ、申請することができる。

また、Confirmedの選手以外は、更新をする際に「TSAL (TRAINING HISTORY&SPORT ACTIVITY LIMITATIONS)」を提出しなければならない。

国際競技クラスステータス：国際クラス分け後の認定ステータス。以下、ステータスの説明。

・New(N)：IPC登録完了後に国際クラス分けを受けていない状態。

・Review(R)：国際大会都度クラス分けを受検する。クラス分けを受検するためには、前回のテストから6カ月をあける必要がある。WPA公認記録が世界ランキングに反映される。

・Confirmed(C)：原則、今後のステータスの変更はない。しかし、クラス分けテスト方法の変更等によりステータスが変更する可能性がある。WPA公認記録が世界ランキングに反映される。

エリアレコード以上が公認される。

●費用負担・指定ランクについて

合宿や国際大会にかかる参加経費については、日本スポーツ振興センター(JSC) 競技力向上事業補助金を使用する。但し、指定ランクにより選手自身の負担金が発生することがある。